

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 4)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について、小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)、及び電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)を創設する。 《関係条項》 —
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和9年3月31日
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久(本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (容量市場に係る措置) 全国の供給力の確保は原則として容量市場において行うこととしている。容量市場では、供給力はオークションで募集され、落札した発電事業者に対しては供給力の対価として、容量確保契約金が支払われるが、当該契約金の原資は、小売電気事業者等から広域機関が徴収する容量拠出金となっている。 小売電気事業者等が電力を販売するために仕入れた電力の支払に相当する金額は、事業税の課税標準である収入金額から控除する対象であることが地方税法施行令で定められている。他方、小売電気事業者等が負担する容量拠出金は、収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の

			安定供給の確保を目指す。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札・予備電源制度についても、一般送配電事業者等が負担する電源入札拠出金は、地方税法施行令に規定されておらず収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。 《政策目的の根拠》 (容量市場に係る措置) ○第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定) 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (11)エネルギーシステム改革の更なる推進 ①脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組 (a)供給力確保のための強化策及び枠組の検討 自由化前は、地域独占と規制料金により費用回収が保証された旧一般電気事業者が、需要に合わせて必要となる発電設備(kW)や燃料(kWh)を計画的に確保していたが、自由化の進展と卸電力市場取引の増加に伴い、短期的な卸電力市場をベースとした競争の中で、採算性の悪化する電源の退出が進展し、新規投資も停滞している。 (略) 設備容量(kW)確保の観点では、追加的な供給力の確保や電源の過度な退出の防止に向けた対応策の検討を進めるとともに、4年後に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保する容量市場について、その着実な運用を行いつつ、効率性の更なる向上に向けて不断の見直しを行う。 (容量市場、電源入札・予備電源に係る措置) ○GX実現に向けた基本方針(2023年2月10日閣議決定) 2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組 (2)今後の対応 5)カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 電力システム改革については、需要家の選択肢の拡大や広域的電力供給システムの形成といった成果が見られる一方、火力発電所の休廃止や原子力発電所の再稼働の遅れなどによる供給力不足や需要家保護の観点からの小売電気事業の規律強化など制度設計上の課題も存在する。 そのため、供給力確保に向けて、2024年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(2023年6月16日閣議決定) 2. GX・エネルギー安全保障 (1)エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
--	--	--	---

			⑤カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 供給力確保に向けて、来年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (容量市場に係る措置) 容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (容量市場に係る措置) 上記達成目標の実現により、小売事業者間の公正な競争を促進しつつ、電力の安定供給確保につながると考えられる。 (電源入札・予備電源に係る措置) 上記達成目標の実現により、供給力不足に円滑に対応することが可能となり、電力の安定供給確保につながると考えられる。
10	有効性等	① 適用数	<小売電気事業者> 2023 年度(見込) 730 社 2024 年度(見込) 730 社 2025 年度(見込) 730 社 2026 年度(見込) 730 社 <一般送配電事業者> 2023 年度(見込) 9 社 2024 年度(見込) 9 社 2025 年度(見込) 9 社 2026 年度(見込) 9 社 ※小売電気事業者について、事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、2024 年度以降は 2023 年度と同様の数値としている。 ※一般送配電事業者について、容量市場に参入していない沖縄電力を除き、9 社としている。また、今後の増加・減少は見込まれないため、2024 年度以降は 2023 年度と同様の数値としている。 ※配電事業者については、2023 年 9 月時点で 0 社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。

		② 適用額	[初年度(2024年度)推計] ▲1,612,741 [2025年度推計] ▲559,501 [2026年度推計] ▲923,751 (単位:百万円)
		③ 減収額	[初年度(2024年度)推計] ▲12,370 [2025年度推計] ▲4,389 [2026年度推計] ▲7,242 (単位:百万円)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置を通じ、容量拋出金・電源入札拋出金を拋出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保され、制度運用の円滑化が図られるため、電力の安定供給確保につながると考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特別措置がなされない場合、容量拋出金・電源入札拋出金を拋出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保されず、制度運用の円滑化が阻害され、電力の安定供給確保に悪影響を及ぼし得ると考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特別措置は、小売電気事業者・一般送配電事業者等に対する二重課税を回避すべく要望するため、税制措置を講じることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似の政策目的に係る支援措置として、「電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税)」が存在するが、本特別措置の対象である容量拋出金及び電源入札拋出金は、託送料金とは別に小売電気事業者・一般送配電事業者等が負担する費用であるため、代替されない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特別措置の目的である電力の安定供給確保は、あらゆる地域・地方公共団体にとって必要不可欠と考えられる。
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	—
----	------------------------	---